

令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます

対象となる方・受付期間

- ・ 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方。
※妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産を含みます）。
- ・ 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

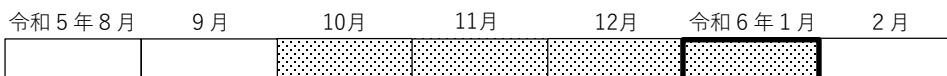
- ・ 出産予定月（又は出産月）の前月から4ヶ月間の所得割と均等割が減免されます。



※産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月分が減額されます。

- ・ 令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分のみが減免対象です。



※令和5年11月が出産予定月（又は出産月）だった場合

■・・・減免対象期間

- ・ 国民健康保険税が軽減され、過納となった場合は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの（母子健康手帳など）
- ③ 届出人の本人確認ができるもの

届出先

駒ヶ根市役所 税務課 市民税係 電話：0265-83-2111（内線：275）
市民課 国保医療係 電話：0265-83-2111（内線：322）